

寒河江川土地改良区たより

2020/令和2年 5/1 No.37



水土里ネット寒河江川
(土地改良区の愛称です)

土地改良区の概要
受益面積: 8,116ha
組合員数: 3,991名

着工前 平成31年4月撮影

CONTENTS

理事長あいさつ	2
第40回通常総代会	3
令和2年度予算の概要について	4
令和2年度賦課金・地区除外等決済金の徴収について	5
令和2年度実施土地改良事業	6
土地改良区からのお知らせほか	7~10

県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業（仲之崎地区区画整理工事）
（河北町岩木地内 令和2年3月撮影）

通常総代会を開催



理事長
國井敏夫

あいさつ

本日は、皆様には何かとご多忙のところ、第40回通常総代会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日の総代会は、新型コロナウイルス感染拡大対策として、これまでとはまったく違う形での開会となったわけではありますが、総代会の開催については縮小した形でも問題がないということで、県とも相談させていただきながら開会となりましたことに対し、改めてご理解とご了承を賜りたいと存じます。このような形であっても書面議決該当者73名全員から意思表示をいただいたということで、誠にありがたいと思っております。

2月22日から3月3日まで、総代会の前段として各地区12か所において事前の説明会を開催させていただきました。この時に皆様からいただいた様々なご意見を3月5日開催の理事会に報告し、改めて整理をしながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



地区事前説明会の様子

さて、農業を取り巻く情勢については皆様ご存知の通りでありまして、説明会の中でもご意見がありましたが、施設の維持管理や水の管理についてもこれまでとは違った状況になってきております。農業の担い手が少なくなり、ぎりぎりの状態で農業に携わっているため、水の掛け流しが多く見受けられ、下流の方々が水の対応に苦慮しているが、どのようにすればよいかわからないという声が多々ありました。このことについては、他の農業団体と一緒に呼びかけを行っていきたいと考えております。

また、本日はご来賓として、公務ご多忙の中進藤金日子全国水土里ネット会長会議顧問にお願いいただいております。のちほどご挨拶をいただきますのでよろしくお願い申し上げます。

国の令和2年度の農業農村整備事業予算を見ますと、令和2年度当初予算と令和元年度補正予算を合わせて6,515億円と昨年より64億円の増となっており、今後の土地改良事業の推進が期待される所です。これもひとえに国会議員の皆様のご活躍によるものであり、我々の要望を取り入れてくださることに感謝申し上げますとともに、今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日の総代会は縮小した形での開催になりますが、最後まで皆様にご審議いただきながら、全議案ともご承認賜りますようお願い申し上げ、あいさつといたします。

第40回

3月14日、寒河江川土地改良区会議室において第40回通常総代会が開催されました。今回の総代会については、国・県指導による新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、土地改良法第31条の規定に基づく書面議決と、地区推進協議会会長による代表総代会として対応いたしました。

議長に溝延地区の東海林秀雄氏を選任し、令和2年度寒河江川土地改良区一般会計及び事業特別会計収支予算等22議案が上程され、先に提出いただいた書面議決（73名）とあわせて、原案通り可決承認されました。



議長
溝延地区
東海林秀雄 氏

令和元年度

- 総認第2号 令和元年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分の承認について
- 総認第3号 令和元年度事業特別会計収支補正予算の理事会専決処分の承認について
- 総議第17号 令和元年度県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金の変更について
- 総議第18号 令和元年度一般会計収支補正予算について
- 総議第19号 令和元年度事業特別会計収支補正予算について
監査報告書

令和2年度

- 総議第1号 令和2年度事業計画について
- 総議第2号 土地改良施設維持管理適正化事業の施行及び資金拠出について
- 総議第3号 令和2年度一般会計賦課金の賦課徴収について
- 総議第4号 令和2年度事業特別会計賦課金の賦課徴収について
- 総議第5号 令和2年度水路使用料並びに事務手数料の徴収について
- 総議第6号 令和2年度地区除外等決済金の徴収について
- 総議第7号 令和2年度一般会計収支予算について
- 総議第8号 令和2年度事業特別会計収支予算について
- 総議第9号 令和2年度一般会計及び事業特別会計の一時借入金並びに長期預貯金預入先について
- 総議第10号 令和2年度県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金について
- 総議第11号 大原南地区農地整備事業に係る決済金について
- 総議第12号 寒河江川土地改良区定款の変更について
- 総議第13号 寒河江川土地改良区定款附属書総代選挙規程の制定について
- 総議第14号 寒河江川土地改良区定款附属書役員選任規程の変更について
- 総議第15号 寒河江川土地改良区規約の一部改定について
- 総議第16号 寒河江川土地改良区利水調整規程の制定について
- 総議第17号 付帯決議について



議決決定の様子

令和2年度予算の概要について

収入の部

収入予算額 (千円)			説 明
一 般	土地改良事業収入	143,722	経常賦課金 維持管理決済金
	附帯事業収入	11,810	施設使用料 水路使用料
	基本財産、特定資産運用収入	951	配当金 預貯金利息等
	補助金等、負担金、受託料収入	7,644	国営造成施設管理体制整備補助金 沼川環境改善事業管理負担金ほか
	その他収入	79,714	雑収入 固定資産売却収入 積立金取崩収入 繰越金収入
	小 計	243,841	
事業特別	土地改良事業収入	5,192	事業特別賦課金 地元負担金及び協力金 関係機関負担金
	補助金等、交付金、受託料収入	101,690	補助金（安全柵事業、適正化事業） 適正化事業、北谷地事業交付金 基幹水利施設事業、北谷地事業、引竜事業県受託金 多面的機能事業、農地中間事業他団体受託金
	特定資産運用収入	31	預貯金利息等
	その他収入	38,240	雑収入 借入金収入 繰入金収入 積立金取崩収入 会計内調整収入 繰越金収入
	小 計	145,153	

収入合計 388,994千円

支出の部

支出予算額 (千円)			説 明
一 般	一般管理費支出	92,813	運営事務費 事務所費 負担金等 公租公課費ほか
	土地改良事業費支出	78,320	施設管理費 電気電力料・設備費ほか
	固定資産取得支出	300	備品購入費
	事業特別会計繰出金支出	24,806	各事業負担繰出金
	積立金繰出支出、予備費	47,602	備荒積立金 施設更新積立金ほか 予備費
	小 計	243,841	
事業特別	土地改良事業費支出	102,422	維持管理費 適正化事業費 補助事業費 受託業務費
	負担金等支出	6,625	県営事業分担金 各事業負担金
	借入金返済支出	30,090	公庫資金償還金 償還元金利息
	その他支出、予備費	6,016	積立金繰出支出 会計内調整支出 予備費
	小 計	145,153	

支出合計 388,994千円

◆令和2年度 土地改良区賦課金について◆

第1期 発行日：令和2年6月15日 納入期限：令和2年6月30日
第2期 発行日：令和2年10月15日 納入期限：令和2年10月30日

※但し、經常賦課金年額が10,000円以下の場合は、第1期で徴収します。

賦課種別		10a当たり賦課金年額	第1期	第2期
一般会計	大堰地区賦課金	田	4,600円	2,300円
		畑	1,530円	765円
	寒河江地区賦課金	田	4,600円	2,300円
		畑	2,300円	1,150円
	白岩地区賦課金	田	3,900円	1,950円
		畑	2,810円	1,405円
	中郷地区賦課金	田	7,300円	3,650円
		畑	1,750円	875円
特別会計	大堰地区	平田地区賦課金	2,000円	1,000円
		沢畑開田賦課金	4,000円	2,000円

◆納入通知書を受け取ったら面積と金額を確認してください。

もし間違いがある場合は、納期限5日前までに土地改良区に申し出てください。

賦課金は期日を守って納入してください!!

土地改良区の賦課金は、運営費や土地改良施設の維持管理費に充てられる重要な経費です。一部組合員の滞納によって、土地改良区の業務運営に支障が生じることのないよう、公平な費用負担の面からも納付期限内に納入くださいますようお願いいたします。

各期納付期限まで納入ならない場合は、土地改良法第39条、定款第30号に基づき、その延滞日数に応じた延滞利子（年利10.95%、令和元年度以前の未収金に対しては年利14.6%）及び督促状が発せられた場合は督促手数料100円を徴収いたします。

◆令和2年度 地区除外等決済金の徴収について◆

寒河江川土地改良区地区除外処理規程により、令和2年度地区除外等決済金を下表の通りとします。

地区	水系区分	除外地区分	10a単価	内 訳		徴収方法
				維持管理	事業償還	
大堰地区	昭和堰	大堰地区	172,660円	172,660円		申請時に決済金を当土地改良区へ一括納入 納入確認が済み次第農地転用意書を交付
		田中区画整理	239,800円	239,800円		
		所岡区画整理	213,160円	213,160円		
		荒町東区画整理	269,780円	269,780円		
		新吉田地区	192,410円	192,410円		
	平田溜池	平田地区	289,590円	289,590円		
寒河江地区	引竜溜池	引竜地区	182,470円	182,470円		
	昭和堰・高松堰新堰	寒河江地区	184,550円	184,550円		
	白岩	白岩地区	109,230円	109,230円		
	中郷	中郷地区	256,500円	256,500円		
		県営鹿島石持地区畑地帯総合整備事業	畑地かんがい事業	184,550円	184,550円	
付 記		※大堰地区の内、県営ほ場整備事業で造成された農道を使用するため地区編入した畑を農地転用等により地区除外した場合は、1/3の決済金を徴収します。 ※寒河江地区は、田から畑への地目変更時に1/2、畑から農地転用等により地区除外した場合は、1/2の決済金を徴収します。				

令和2年度に実施する主な土地改良事業

県営谷地堰地区水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）

事業費 6,000,000円

県営ほ場整備事業で造成された谷地堰サイフォンLⅡ2、960mの長寿命化を図るもので、事業9年目の本年度は、サイフォンに付属する圧力計等の整備、周辺部建屋調査を実施する計画です。

県営平田地区農村地域防災減災事業（ため池整備事業）

事業費 200,000,000円

下流域の人家及び公共施設などに被害を及ぼす災害の発生を防止するため、ため池整備などを実施し、地域全体の防災減災を図るもので、事業5年目の本年度は、昨年度に引き続き管理用道路の補修工事をする計画です。

県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）

令和2年度事業費 10,000,000円

パイプラインを含めた幹線用水路の整備と区画整理、漏水対策及び地下かんがい等の基盤整備により農地の生産条件を均一化し、農業用水の安定供給を図ります。さらに中心経営体への面的集積を促進し、経営規模拡大や畑作経営等による農業競争力強化並びに持続的発展が可能な地域農業自立に向けた農業構造基盤の整備を行うものです。

事業4年目の本年度は、令和元年度補正事業費（290,000,000円）

円）も含め、柿ノ木地区区画整理工事（8・3ha）、並びに童子地区区画整理工事（4ha）を実施する計画です。換地業務では、柿ノ木地区の一時指定利用に係る業務を実施する計画です。

県営寒河江南部地区農地防災事業（農村災害対策整備事業）

令和2年度事業費 117,000,000円

老朽化した新堰用水隧道を改修し、用水の安定供給を図るもので、事業8年目の本年度は、令和元年度補正事業費（70,000,000円）も含め、用水隧道内の側壁のコンクリート打設、及び頂部吹付工事を実施する計画です。

土地改良施設維持管理適正化事業

事業費 47,100,000円

土地改良施設の機能向上・機能回復等を図るため、資金造成事業に加入し整備工事を行うものです。本年度は、次の施設について事業を実施する計画です。

- ・大堰地区排水樋門（楨川）（整備補修）（20,000,000円）
- ・大堰地区排水樋門（古佐川）（整備補修）（16,000,000円）
- ・中向幹線排水路（底盤コンクリート整備補修）（7,300,000円）
- ・白岩地区支線用水路（目地補修）（3,800,000円）



中向幹線排水路（寒河江市日田地内）

土地改良法改正に伴う定款等の変更について

背景

近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、平成31年4月1日より土地改良法が一部改正となりました。

今回の法改正を受けて、当土地改良区でも協議・検討を進め、関係する事項について、定款の変更や諸規定の整備を行いました。

概要（当土地改良区に該当する事項のみ）

項目	要 点	土地改良区の対応
准組合員制度	賃借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに准組合員の資格を付与	定款・規約の変更
利水調整規程	利水調整規程を策定し、利水調整をルール化	定款・規約の変更 利水調整規程の新設
総代選挙	総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止、土地改良区による選挙へ移行	定款の変更 総代選挙規程の新設
決算関係書類	収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成（決算会計書類の作成・公表）	規約の変更
員外監事	監事のうち1人以上は原則として員外監事	定款・役員選任規程の変更

寒河江川土地改良区令和2年度配水計画について

利水調整規程第8条に基づき、組合員の皆様へ周知いたします。

名称	取水口の位置	代かき期		普通期		非かんがい期	
		取水期間	取水量	取水期間	取水量	取水期間	取水量
昭和堰頭首工	寒河江市大字 慈恩寺地内	5月6日 ～ 5月15日	10.827m ³ /s	5月16日 ～ 9月10日	8.492m ³ /s	9月11日 ～ 5月5日	3.206m ³ /s ～ 3.350m ³ /s
高松堰頭首工	西村山郡西川町 大字吉川地内	5月6日 ～ 5月15日	1.845m ³ /s	5月16日 ～ 9月10日	1.534m ³ /s	9月11日 ～ 5月5日	0.495m ³ /s ～ 0.599m ³ /s
新堰頭首工	寒河江市大字 谷沢地内	5月6日 ～ 5月15日	0.837m ³ /s	5月16日 ～ 8月31日	0.698m ³ /s	9月1日 ～ 5月5日	0.151m ³ /s
中郷揚水機	寒河江市大字 中郷地内	5月16日 ～ 5月30日	0.248m ³ /s	5月31日 ～ 9月10日	0.191m ³ /s	—	—

名称	取水口又は施設の位置	配水期間	特記事項
引竜第二溜池	西村山郡河北町 大字岩木字坪毛森地内	5月6日～9月10日	北谷地地区（引竜地区）
平田溜池	西村山郡河北町 谷地字平田地内	5月6日～9月10日	谷地地区（平田地区）
厚川堰第一取水口	寒河江市 大字宮内地内	5月6日～9月10日	白岩地区

こんなときは土地改良区に届出を!!

公共機関(市町・法務局等)で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ、土地台帳等の移動・修正はなりません。必ず忘れずに届出をお願いします!!

事 由	申請書の種類	注 意 点
農地の取得・喪失があったとき 死亡・相続・農業者年金受給のとき 農地の貸借があったとき	組合員資格得喪通知書 口座振替依頼書	農地法・農業経営基盤強化促進事業による貸借も耕作権移動の対象になりますので、借り手が賦課対象となります。
地目を変更したとき	地目変更届	登記地目が変更されてからの申請が必要です。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき 農用地外に農地を変更するとき	農地転用意見書交付願 地区除外申請書	農地転用は、各農業委員会に事前に相談をお願いします。土地改良区と協議が整ったもの以外は受付処理できませんのでご了承ください。 農地転用の申請は、毎月5日が締日となっておりますので、早めの提出をお願いします。 地区除外がある場合は、決済金が発生します。
居住地を変更したとき	住所変更届	
寒河江市で下水道許可区域外で 浄化槽を設置したいとき	排水利用承認申請書	寒河江市設置型合併浄化槽申請地域は、市下水道課への相談が必要になります。
河北町で浄化槽を設置したいとき	施行承認願 確約書	土地改良区への相談が必要です。
土留め工事をしたい 水路に橋を取り付けたい 工事等で農道を利用したい など	施行承認願	土地改良区への相談が必要です。
①浄化槽を廃止したとき ②使用者が変わったとき	①水洗便所(中止・廃止)届 ②水路使用料名義変更届	下水道へ変わったときは、届出が必要です。

※「決済金」の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、事業負担金及び長期負債借入金ならびに施設の管理費等の負担額について一時払いをもって決済していただくものです。
手続きがない場合は土地原簿から除外されることなく、そのまま賦課されますので必ず届出をお願いします。

注意!! 滞納賦課金は新資格者の負担

土地改良区内の農地を売買するとき(競売を含む)や組合員の資格を交代する場合にその土地に滞納賦課金があると、その納入義務は、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい資格者に生じます。資格取得の際は、その後のトラブルを避けるためにも、必ず土地改良区で滞納賦課金について確認されるようお願いいたします。

当土地改良区水路使用料及び主な事務手数料

種 別	単 価	徴 収 方 法	備 考
水路使用料(一括払い)	1人槽 当たり 7,500円	申請者は、申請時に 当改良区へ一括納入	寒河江地域(高松・柴橋・白 岩・醍醐)は市町村型(個人設 置含む)合併浄化槽(暫定)地 域とする。
農地転用意見書交付手数料	~5,000㎡未満 1件 8,000円	申請者は、申請時に 当改良区へ一括納入	農地転用意見書交付手数料の外 に、地元調整会議及び臨時理事 会要請並びに臨時総代会要請の 場合は、さらに会議に伴う経費 を加算し、徴収する。
	5,000㎡~20,000㎡未満 1件 55,000円 理事会承認	同 上	
	20,000㎡~ 1件 110,000円 総代会承認	同 上	
承認書交付手数料	1件 8,000円	同 上	
境界立会手数料	1件 8,000円	同 上	

令和2年度
大水（代かき）
期間について

地 区	大水（代かき期間）
大 堰	5月 6日（水）～15日（金）
二ノ堰	
高松堰	
白 岩	5月10日（日）～
中 郷	5月16日（土）～30日（土）

※代かき期間中は、職員が中央管理棟に常駐し、用水対応をいたします（5月6日～5月20日頃まで）。
※通水期間は、各地区ともに9月10日（木）までを予定しています（天候や稲の生育状況等を考慮したうえで落水を行います）。

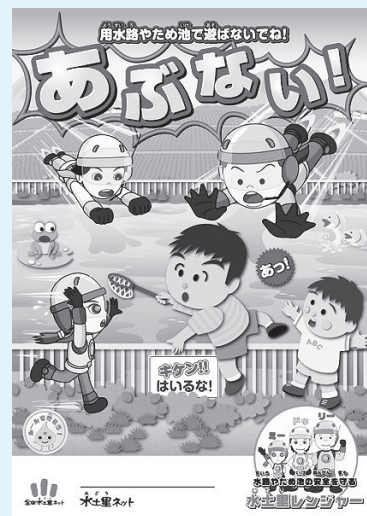
○組合員の皆様へのお願い

- ・農業用水は、国土交通省より許可された水利権によって取水量や期間が定められています。そのため、特に代かきの期間は、上流部よりできるだけ早めに水をかけていただくようご協力お願いします。
- ・今冬の小雪の影響により、夏場の渇水が予想されます。一人ひとりの方が節水に努めるとともに、**掛け流しは絶対にしないよう**お願いします（状況が甚だしい場合には、水口を閉める・止め板を外す等の措置を取らせていただきます）。
- ・通水に支障が生じるため、**刈り取った草は水路に流さないよう**お願いします。
- ・大雨注意報等の発令の際には、災害防止のため通水を停止する場合がありますのでご理解の程お願いします。

○地区の皆様へのお願い（事故防止等）

・農業水利施設（用排水路、ため池等）へ立ち入ることは大変危険です。当土地改良区においても関係機関を通して注意喚起を行うなど、安全対策を講じておりますが、お子様につきましては、ご家庭内や地域での安全教育を実施していただきたくお願いします。もし、施設付近で遊んでいる子どもを見かけましたら、**「あぶないよ！」**と注意を呼びかけて水の事故を未然に防止しましょう。

・水路へのゴミの投げ入れ、施設敷地に不法投棄をすることは重大な犯罪であり、下流での用水不足や越水、施設の破損の原因にもなります。投棄者を発見しましたら、最寄りの警察署へ通報するか、市・町、土地改良区へご連絡をお願いします。



土地改良区における維持管理対応基準について

当土地改良区では、末端支配面積50ha以上（排水路は幅員1.0m以上）の施設について幹線・準幹線施設として位置づけ、直轄管理・事業を行っています。具体的には、合併前の旧大堰、寒河江土地改良区以前において県営事業レベルで造成された施設が主な対象となります。

上記以外の末端施設については、地区推進協議会、各維持管理組合での対応が原則となりますので、ご了承願います。

なお、地元実施の維持工事（農地水、多面的組織を除く）に対する助成制度もございますので、詳細については土地改良区までお問い合わせください。

令和2年度 事務局体制

	職 名	氏 名	担当地区
総務・財務	課長兼会計主任	松田 和之	北谷地、西根、柴橋
	課長補佐兼総務係長	伊藤 義則	谷地、溝延、高松
	賦課徴収主任	阿部 良平	寒河江、白岩
	会計担当主事	浦山恵美子	—
工務・事業	庶務担当主事	布施千佳子	—
	事業管理係長	佐藤 裕斗	谷地、西里、北谷地
	工務担当技師	奥山 拓己	三泉、醍醐
	施設管理専門員	渡辺 明弘	高松、柴橋
	事業管理指導員	堀 武夫	—

長い間大変おつかれさまでした

この度、令和2年3月31日をもって渡辺明弘工務係長が定年退職いたしました。

渡辺氏は、旧高松堰土地改良区時代より42年間の永きにわたり、工事、維持管理を中心に勤務されました。県営高松堰圃場整備事業をはじめ、団体営金谷第一・金谷第二かんがい排水事業、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業等、多くの事業に携わり、組合員の負担軽減のためにご尽力をいただきました。これまでのご労苦に感謝申し上げます。

4月より、嘱託職員として再雇用され、引き続き後進の育成に努めていただいております。

令和2年度職員採用試験の実施案内について

◆職 種 総合職
(経理等の一般事務、土地改良施設の管理等)

◆採用人数 若干名

※試験の日程等については後日、市報・町報・土地改良区ホームページ等でお知らせいたします。

※事前に土地改良区の仕事について聞いてみたい、体験してみたいという方は随時受け付けておりますので、寒河江川土地改良区（TEL：0237-86-5112）までご連絡をお願いします。



新型コロナウイルス感染症に対する 当土地改良区の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、当土地改良区では用排水の相談、業務打合せ、組合員交代手続きや農地転用手続き等の諸手続き以外での事務所へのご来所につきましては、状況が改善されるまで当面の間はお控えいただくようお願いいたします。また、事務室へ入室されます方への玄関先での手指のアルコール消毒、マスク着用をお願いしております。

組合員の皆様におかれましては、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますが、感染症拡大防止のためにご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

編集・発行

寒河江川土地改良区

TEL.(0237) 86-5112 FAX.(0237) 86-0474 山形県寒河江市字中河原222番地の2
E-mail:sagae-r4@cpost.plala.or.jp <http://www.sagaegawa.com/>